

1 規則等の題名

道路交通法（昭和35年法律第105号）に係る処分基準の一部改正

2 根拠法令・条項

○ 道路交通法第108条の3の5

3 規則等の制定日

令和5年1月31日（火曜日）

4 結果公示の日

令和5年1月31日（火曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

法改正に伴う法条文の整理であり、意見公募手続を必要としない軽微な変更該当

7 規則等の概要

- 処分基準
- 新旧対照表

8 参考資料

9 担当課・連絡先

- 高知県警察本部交通部交通企画課  
TEL：088-826-0110（代表）

10 備考

## 処分基準

令和5年1月31日

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第108条の3の5
処 分 概 要：自転車運転者講習の受講命令
原権者（委任先）：高知県公安委員会
法令の定め： 道路交通法第108条の3の5（自転車運転者講習の受講命令）
処分基準： 道路交通法第108条の3の5に規定する危険行為（以下「危険行為」という。）をした自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる自転車運転者講習の受講を命ずることとする。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 交通事故により下半身不随となるなど、自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合</li><li>・ 既に自転車運転者講習を受けた者である場合であって、自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき。</li></ul>
問い合わせ先：警察本部交通部交通企画課（電話：088-826-0110）
備 考：

## 新旧対照表

新	旧												
<p style="text-align: center;">処分基準</p> <p style="text-align: right;">令和5年1月31日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法令名：道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根拠条項：第108条の3の<u>5</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処分概要：自転車運転者講習の受講命令</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者（委任先）：高知県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法令の定め： 道路交通法第108条の3の<u>5</u>（自転車運転者講習の受講命令）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           処分基準：            道路交通法第108条の3の<u>5</u>に規定する危険行為（以下「危険行為」という。）をした自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる自転車運転者講習の受講を命ずることとする。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通事故により下半身不随となるなど、自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合</li> <li>・ 既に自転車運転者講習を受けた者である場合であって、自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき。</li> </ul> </td> </tr> </table>	法令名：道路交通法	根拠条項：第108条の3の <u>5</u>	処分概要：自転車運転者講習の受講命令	原権者（委任先）：高知県公安委員会	法令の定め： 道路交通法第108条の3の <u>5</u> （自転車運転者講習の受講命令）	処分基準： 道路交通法第108条の3の <u>5</u> に規定する危険行為（以下「危険行為」という。）をした自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる自転車運転者講習の受講を命ずることとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通事故により下半身不随となるなど、自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合</li> <li>・ 既に自転車運転者講習を受けた者である場合であって、自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">処分基準</p> <p style="text-align: right;">平成27年6月1日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法令名：道路交通法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根拠条項：第108条の3の<u>4</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処分概要：自転車運転者講習の受講命令</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者（委任先）：高知県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法令の定め： 道路交通法第108条の3の<u>4</u>（自転車運転者講習の受講命令）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           処分基準：            道路交通法第108条の3の<u>4</u>に規定する危険行為（以下「危険行為」という。）をした自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる自転車運転者講習の受講を命ずることとする。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通事故により下半身不随となるなど、自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合</li> <li>・ 既に自転車運転者講習を受けた者である場合であって、自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき。</li> </ul> </td> </tr> </table>	法令名：道路交通法	根拠条項：第108条の3の <u>4</u>	処分概要：自転車運転者講習の受講命令	原権者（委任先）：高知県公安委員会	法令の定め： 道路交通法第108条の3の <u>4</u> （自転車運転者講習の受講命令）	処分基準： 道路交通法第108条の3の <u>4</u> に規定する危険行為（以下「危険行為」という。）をした自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる自転車運転者講習の受講を命ずることとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通事故により下半身不随となるなど、自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合</li> <li>・ 既に自転車運転者講習を受けた者である場合であって、自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき。</li> </ul>
法令名：道路交通法													
根拠条項：第108条の3の <u>5</u>													
処分概要：自転車運転者講習の受講命令													
原権者（委任先）：高知県公安委員会													
法令の定め： 道路交通法第108条の3の <u>5</u> （自転車運転者講習の受講命令）													
処分基準： 道路交通法第108条の3の <u>5</u> に規定する危険行為（以下「危険行為」という。）をした自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる自転車運転者講習の受講を命ずることとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通事故により下半身不随となるなど、自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合</li> <li>・ 既に自転車運転者講習を受けた者である場合であって、自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき。</li> </ul>													
法令名：道路交通法													
根拠条項：第108条の3の <u>4</u>													
処分概要：自転車運転者講習の受講命令													
原権者（委任先）：高知県公安委員会													
法令の定め： 道路交通法第108条の3の <u>4</u> （自転車運転者講習の受講命令）													
処分基準： 道路交通法第108条の3の <u>4</u> に規定する危険行為（以下「危険行為」という。）をした自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる自転車運転者講習の受講を命ずることとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通事故により下半身不随となるなど、自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合</li> <li>・ 既に自転車運転者講習を受けた者である場合であって、自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき。</li> </ul>													